

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 7 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 4 7 年瀬戸市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(粗大ごみ) 第 4 条の 2 条例第 1 条の 2 第 2 項第 3 号の粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが条例第 4 条の 3 第 1 項に規定する市指定ごみ袋に入らないものであって、別表第 1 に掲げるものとする。ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。 (一般廃棄物処理手数料等の徴収方法) 第 1 0 条 条例第 8 条の一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）及び条例第 1 1 条に規定する許可申請手数料（以下「許可申請手数料」という。）の徴収方法は、次条から第 1 0 条の 7 までに定めるところによるもののほか次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。 (1) <省略> (2) 処理手数料のうち燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料は、<u>条例第 4 条の 3 第 1 項</u>に規定する市指定ごみ袋の販売をもって徴収	(粗大ごみ) 第 4 条の 2 条例第 1 条の 2 第 2 項第 3 号の粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、その大きさが条例第 4 条の 3 第 1 項に規定するごみ袋に入らないものであって、別表第 1 に掲げるものとする。ただし、破碎不適物類については、その大きさによらない。 (一般廃棄物処理手数料等の徴収方法) 第 1 0 条 条例第 8 条の一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）及び条例第 1 1 条に規定する許可申請手数料（以下「許可申請手数料」という。）の徴収方法は、次条から第 1 0 条の 7 までに定めるところによるもののほか次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。 (1) <省略> (2) 処理手数料のうち燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料は、<u>条例第 4 条の 3 第 2 項</u>に規定する市指定袋の販売をもって徴収する

する。 (3) <u>処理手数料のうち資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）の処理手数料は、条例第4条の3第1項に規定する市指定資源物袋の販売をもって徴収する。</u> (4) <省略> (処理手数料の減免の理由及び申請) 第11条 条例第13条の特に必要があると認めるときは、次のいずれかに該当するときとする。 (1) <省略> アからウまで <省略> (2) <u>燃えるごみ、燃えないごみ、資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）及び粗大ごみの処理手数料</u> ア及びイ <省略> 2及び3 <省略>	。 (3) <省略> (処理手数料の減免の理由及び申請) 第11条 条例第13条の特に必要があると認めるときは、次のいずれかに該当するときとする。 (1) <省略> アからウまで <省略> (2) 燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの処理手数料 ア及びイ <省略> 2及び3 <省略>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和8年瀬戸市条例第25号）の施行の日から施行する。

(準備行為)

- この規則による改正後の第10条第3号に規定する市指定資源物袋の販売、販売の委託その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。